

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年11月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000121 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2000009 号

第 1 結論

請求者の国民年金被保険者資格の喪失年月日を昭和 55 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

請求期間当時、母が国民年金保険料を納付してくれていた。母から大事なものだからと渡された国民年金保険料領収票を保管している。

請求期間の国民年金保険料を納付しているので、調査の上、請求期間に係る国民年金の納付記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、請求者は、昭和 55 年 3 月 26 日に国民年金の被保険者資格を喪失後、同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、請求期間は国民年金に未加入とされている。

昭和 55 年 3 月 26 日に国民年金の被保険者資格を喪失する理由としては、厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが考えられるところ、請求者の雇用保険の被保険者記録によると、同年 3 月 26 日に A 社に係る雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、同社の請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、昭和 55 年 4 月 1 日とされている。

しかしながら、日本年金機構は、国民年金被保険者資格の喪失手続が昭和 55 年 3 月 26 日付で行われた理由が確認できない旨回答しており、A 社は、請求者に係る勤務期間、雇用形態等を確認できる資料は保存期間が過ぎているため、請求者が勤務していたことも不明である旨回答している。

また、請求者が提出した B 町国民年金係と印刷された国民年金保険料領収票の昭和 55 年 3 月の欄には「3・5」と記載された領収印が確認できるものの、請求者は、同年 3 月 26 日に国民年金被保険者資格を喪失していることから、同年 3 月分の国民年金保険料については、還付が行われるところ、日本年金機構は、昭和 55 年 3 月分の還付記録が存在しないため、国民年金保険料の還付が行われたか否かは確認できない旨回答している。

以上のことから、昭和 55 年 3 月 26 日とされている国民年金の被保険者資格喪失年月日を厚生年金保険の被保険者資格取得年月日である同年 4 月 1 日に訂正し、昭和 55 年 3 月については、国民年金保険料を納付した期間に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900135 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000035 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 26 年 12 月から平成 29 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 26 年 12 月から平成 29 年 3 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 26 年 12 月から平成 29 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 12 月から平成 29 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 29 年 4 月から平成 30 年 6 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 4 月から平成 30 年 6 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 29 年 4 月から平成 30 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
平成 26 年 12 月から平成 27 年 2 月まで	9 万 8,000 円	20 万円
平成 27 年 3 月	9 万 8,000 円	28 万円
平成 27 年 4 月	9 万 8,000 円	34 万円
平成 27 年 5 月	9 万 8,000 円	26 万円
平成 27 年 6 月から平成 29 年 3 月まで	9 万 8,000 円	28 万円
平成 29 年 4 月から同年 8 月まで	9 万 8,000 円	28 万円
平成 29 年 9 月から平成 30 年 6 月まで	9 万 8,000 円	30 万円

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 5 月 15 日から平成 30 年 7 月 1 日まで
② 平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日まで

請求期間について、給与額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたが、事業主から実際よりも低い額で届出されていたため、厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されてい

るので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成26年5月から平成29年3月までについては、年金事務所が訂正請求を受け付けた日（令和元年5月7日、以下「訂正請求日」という。）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を認定することとなる。

また、請求期間①のうち、平成29年4月から平成30年6月まで及び請求期間②については、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき標準報酬月額を認定することとなる。

2 請求期間①のうち、平成26年12月から平成29年3月まで（次の表の第一欄に掲げる期間）については、請求者が提出したA社に係る給与明細書及び平成27年分の源泉徴収票並びにB市が提出した請求者の同社に係る平成28年度（平成27年分）の給与支払報告書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（9万8,000円）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成26年12月から平成29年3月までの標準報酬月額について、前述の給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成26年12月から平成29年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
平成26年12月から平成27年2月まで	9万8,000円	20万円
平成27年3月	9万8,000円	28万円
平成27年4月	9万8,000円	34万円
平成27年5月	9万8,000円	26万円
平成27年6月から平成29年3月まで	9万8,000円	28万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成26年12月から平成29年3月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、平成26年12月から平成29年3月までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び平成28年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、また、平成27年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届は厚生年金保険料徴収権の時効消滅後の令和元年5月16日に年金事務所において受付されていることから、年金事務所は、請求者の平成26年12月から平成29年3月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①のうち、平成 29 年 4 月から平成 30 年 6 月まで(次の表の第一欄に掲げる期間)については、請求者が提出した A 社に係る平成 28 年 3 月分から同年 5 月分までの給与明細書によると、平成 28 年の定時決定の算定対象期間に係る報酬月額の平均額は 27 万 2,354 円となり、当該報酬月額に見合う標準報酬月額(28 万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(次の表の第二欄に掲げる金額)を上回っていることから、平成 29 年 4 月から平成 30 年 6 月までの標準報酬月額について、次の表の第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成 29 年 4 月から平成 30 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
平成 29 年 4 月から同年 8 月まで	9 万 8,000 円	28 万円
平成 29 年 9 月から平成 30 年 6 月まで	9 万 8,000 円	30 万円

- 4 請求期間①のうち、平成 26 年 5 月から同年 11 月までについては、A 社は令和元年 6 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の代表取締役からは回答を得ることができず、同社の商業登記簿謄本に取締役として記録されている複数の者に照会したが、請求者の厚生年金保険料控除額及び報酬月額が確認できる賃金台帳等の関連資料を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間における厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認できない。

また、平成 26 年の給与支払報告書を B 市に照会したところ、A 社に係る給与支払報告書はなかった。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 請求期間②については、オンライン記録によると、当初、請求者の C 社に係る平成 30 年 7 月から同年 10 月までの標準報酬月額は 15 万円とされていたところ、同社から年金事務所に健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(取得時報酬訂正)が提出され、令和元年 8 月 26 日付けで標準報酬月額を 28 万円とする訂正が行われ、請求期間②に係る標準報酬月額は 28 万円とされている。

一方、請求者が提出した C 社に係る給与明細書及び同社が提出した請求者に係る賃金台帳によると、請求者が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 30 年 7 月の報酬月額は 27 万円(基本給、精皆勤手当及び見込残業手当の総支給額)、当該報酬月額に見合う標準報酬月額は 28 万円となり、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、C 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 30 年 7 月の報酬月額 27 万円について同社は、本来届出するべきであった報酬月額は、訂正届に記載されている 27 万円で相違ない旨回答しており、日本年金機構は、賃金台帳を確認すると、基本給、精皆勤手当、見込

残業手当を全て合算した額が 27 万円であり、事業所提出の取得時報酬訂正届にも同様の金額が記載されているため標準報酬月額を 28 万円で決定しており、標準報酬月額は妥当である旨回答している。

したがって、請求期間②については、本来届出される報酬月額に見合う標準報酬月額とされていることから、記録の訂正を行う必要は認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900255 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000036 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 1 月 21 日から平成 18 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与の支給額や控除されていた厚生年金保険料額と相違しているため、厚生年金保険の記録を見直ししてほしい。

第 3 判断の理由

B 銀行が提出した請求者の請求期間に係る預金取引明細照会により確認できる振込金額から、請求者は当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬を支払われていたことがうかがえるものの、記載された振込金額からは各月の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

また、A 社は、請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間における住所地である C 市及び D 市は、保存期間経過のため請求期間に係る課税資料を保管していないとしており、請求者自身も給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間に係る給与総支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000095 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000037 号

第 1 結論

1 請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる請求期間③から⑱までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間③から⑱までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間③から⑱までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

2 A 社における請求期間⑤及び⑪の標準賞与額を、それぞれ次の表の第三欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間⑤及び⑪の標準賞与額（第二欄に掲げる上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
請求期間（支給日）	標準賞与額	標準賞与額
③ 平成 18 年 12 月（31 日）	26 万 1,000 円	—
④ 平成 19 年 7 月（31 日）	25 万 6,000 円	—
⑤ 平成 19 年 12 月（31 日）	43 万 4,000 円	44 万 3,000 円
⑥ 平成 20 年 7 月（31 日）	35 万 3,000 円	—
⑦ 平成 20 年 12 月（31 日）	42 万 2,000 円	—
⑧ 平成 21 年 7 月（31 日）	30 万 1,000 円	—
⑨ 平成 21 年 12 月（31 日）	28 万 2,000 円	—
⑩ 平成 22 年 7 月（31 日）	46 万 3,000 円	—
⑪ 平成 22 年 12 月（31 日）	33 万 1,000 円	33 万 7,000 円
⑫ 平成 23 年 7 月（31 日）	62 万 7,000 円	—
⑬ 平成 23 年 12 月（31 日）	52 万 7,000 円	—
⑭ 平成 24 年 7 月（31 日）	56 万 9,000 円	—
⑮ 平成 24 年 12 月（31 日）	48 万 4,000 円	—
⑯ 平成 25 年 7 月（31 日）	35 万 7,000 円	—
⑰ 平成 25 年 12 月（31 日）	35 万 8,000 円	—
⑱ 平成 28 年 7 月（31 日）	36 万 5,000 円	—

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成17年12月
② 平成18年7月
③ 平成18年12月
④ 平成19年7月
⑤ 平成19年12月
⑥ 平成20年7月
⑦ 平成20年12月
⑧ 平成21年7月
⑨ 平成21年12月
⑩ 平成22年7月
⑪ 平成22年12月
⑫ 平成23年7月
⑬ 平成23年12月
⑭ 平成24年7月
⑮ 平成24年12月
⑯ 平成25年7月
⑰ 平成25年12月
⑱ 平成28年7月

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できないので、請求期間に支給された賞与を年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間③から⑱まで（次の表の第一欄に掲げる期間）については、請求者が提出した当該期間の賞与に係る給料支払明細書により、請求者は、事業主から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③から⑱までの標準賞与額について、前述の賞与に係る給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、第二欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

請求期間③から⑱までの標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
請求期間（支給日）	標準賞与額	標準賞与額
③ 平成18年12月（31日）	26万1,000円	—
④ 平成19年7月（31日）	25万6,000円	—
⑤ 平成19年12月（31日）	43万4,000円	44万3,000円
⑥ 平成20年7月（31日）	35万3,000円	—
⑦ 平成20年12月（31日）	42万2,000円	—
⑧ 平成21年7月（31日）	30万1,000円	—
⑨ 平成21年12月（31日）	28万2,000円	—
⑩ 平成22年7月（31日）	46万3,000円	—

⑪ 平成 22 年 12 月 (31 日)	33 万 1,000 円	33 万 7,000 円
⑫ 平成 23 年 7 月 (31 日)	62 万 7,000 円	—
⑬ 平成 23 年 12 月 (31 日)	52 万 7,000 円	—
⑭ 平成 24 年 7 月 (31 日)	56 万 9,000 円	—
⑮ 平成 24 年 12 月 (31 日)	48 万 4,000 円	—
⑯ 平成 25 年 7 月 (31 日)	35 万 7,000 円	—
⑰ 平成 25 年 12 月 (31 日)	35 万 8,000 円	—
⑱ 平成 28 年 7 月 (31 日)	36 万 5,000 円	—

また、請求期間③から⑱までに係る賞与の支給日については、請求者は現金支給であったと陳述しており、事業主からは回答を得られないことから、各賞与の支給年月の末日と認定することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間③から⑱までに係る請求者の届出や保険料について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間⑤及び⑩については、請求者が提出した賞与に係る給料支払明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を上回っていることから、当該期間の標準賞与額について、上記 1 の表の第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の賞与に係る給料支払明細書によると、請求者は、第三欄に掲げる訂正後の標準賞与額（第二欄に掲げる訂正前の標準賞与額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（第二欄に掲げる訂正前の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間①及び②については、B 町が提出した請求者に係る平成 18 年度（平成 17 年中所得）及び平成 19 年度（平成 18 年中所得）の所得・課税証明書に記載された給与収入額及び社会保険料額から、請求期間①及び②に係る賞与を支給され当該賞与から厚生年金保険料を控除されていた可能性がうかがえる。

しかしながら、事業主からは請求期間①及び②に係る賞与の支給に関する届出及び厚生年金保険料の控除についての回答は得られず、請求者も請求期間①及び②に係る給料支払明細書を所持していないことから、請求期間①及び②に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除の実態について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において賞与の支給を受け当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできない。